

2023年10月4日

一般社団法人大阪電業協会  
会 員 各 位

一般社団法人大阪電業協会  
会長 上 坂 隆 勇  
(公 印 省 略)

### 「働き方改革の推進申入れ」について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、2024年4月から「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用となります。貴社におかれましても、これまで就労環境の改善と生産性向上に取り組んでこられたことと思います。

時間外労働の上限規制への対応に向け、日本電設工業協会では、日本空調衛生工事協会と共に、日本建設業連合会など発注者となりうる企業が所属する団体に対して、働き方改革への取組みのための申入れを進めてきたところです。

加えて、日本電設工業協会では「働き方改革」が全ての工事関係者の理解と協力のもと実現するよう、工事の受注に際して、発注者等への申入れを行うことになりました。

これを受け関西支部ならびに大阪電業協会では、日本建設業連合会関西支部などの建設業界団体に対して、同様の申入れを進めるとともに、会員企業が、施主（発注者）のみならず、設計会社、建設会社（ゼネコン）等への申入れ活動を行う際の指針と説明用チラシを作成しましたので、ご活用ください。

また、工事現場の事務所等にチラシを掲示いただくことにより、ゼネコン担当者等の理解を促すとともに、現場で働く仲間の意識付けにも活用できると考えます。

つきましては、本件の貴社内周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 添付資料

- ・「働き方改革の推進申入れ」活動の指針（大阪電業協会作成）
- ・「働き方改革の推進 適正な休日を考慮した工期設定」（関西支部作成チラシ）
- ・「働き方改革の推進」における協力のお願い（関西支部作成ポスター）

以上

## 「働き方改革の推進申入れ」活動の指針

一般社団法人大阪電業協会の会員企業は「働き方改革」推進のため、受注する工事（工期が2023年4月1日以降の工事を対象とする）について、可能であれば営業活動の段階から以下の申入れを行う。

申入れには、別添のチラシを活用する。

### 1. 発注者に対する現場閉所日数に関する申入れ

現場閉所日数について、受注者側から、原則「4週8閉所」を提案する。

工期との関係で「4週8閉所」が難しい場合であっても「4週6閉所」以上の条件を提案する。

#### 〈見積書における閉所日数提案の具体例〉

##### ① 自社が元請の場合（施主に対して）

「本工事における工事工程については、働き方改革推進のため、4週8閉所とさせていただきます。」

##### ② 自社が下請の場合（ゼネコン等に対して）

「本工事における工事工程は、働き方改革推進のため、4週8閉所としていただきますようお願いいたします。」

### 2. 後工程への配慮に関する申入れ

#### (1) 発注者に対する適正工期確保に関する申入れ

発注者に対して、電気設備工事は最終ランナーであることから、適正な工期の確保など、後工程に関しましては、これまで以上に特段の配慮を併せてお願いする。

#### (2) 発注者に対する仕様の早期決定等に関する申入れ

発注者に対して、仕様の早期決定を依頼するとともに、仕様変更が可能な期限を協議・設定し、この期限を順守いただくよう申入れる。

また、受注後に発注者の意向による仕様変更があった場合は、工期見直しの検討が必要となることを併せて伝えておく。

### 3. 申入れ先について

以上の申入れ先としては、施主（発注者）のみならず、実質的に工期、工程、仕様決定等に関し、影響力の大きい設計会社、建設会社（ゼネコン）等も対象とする。

以上